

# 企画提案公募型事業者選定実施要領

## 【中野区立小学校 学校用務業務等委託】

|                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 募集告知                   | 令和8年10月30日（金）     |
| 参加表明書等提出期限 及び 質問受付期限   | 令和8年11月13日（金）午後3時 |
| 応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答 | 令和8年11月20日（金）（予定） |
| 企画提案書等提出期限             | 令和8年11月27日（金）午後3時 |
| 応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知   | 令和8年12月4日（金）（予定）  |
| ※ヒアリングの実施              | 令和8年12月中旬（予定）     |
| 選定結果通知予定時期             | 令和8年12月下旬（予定）     |
| 契約締結予定時期               | 令和9年4月（予定）        |

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号  
中野区役所8階  
中野区総務部契約課契約係  
TEL 03-3228-8903  
E-mail: keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

## 1. 公募の趣旨

中野区では、区立小中学校における学校用務業務等の効率的な運営に資するため、平成 25 年度から学校用務業務等の民間委託を順次実施し、平成 31 年度に民間委託が完了し、現在に至っている。令和 9 年度は、小学校 6 校を一括し、改めて事業者選定を行う。本業務は学校の移転等への対応に伴い年度をまたいで継続的に実施される場合があるほか、学校や地域との長期的かつ良好な信頼関係の構築が求められることから、この事業者選定にあたっては、企画提案公募型事業者選定方式を採用し、事業者の社会性・信頼性、学校用務業務等への人的体制や事業への取り組み姿勢などの業務履行能力及び見積額を総合的に判断し、質の高い学校用務業務等を効率的に行える事業者を選定する。

## 2. 委託内容

中野区立小学校 学校用務業務等委託（詳細は、別添仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

## 3. 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

※ 本契約は単年度の契約であるが、委託内容に沿った良好な運営を行っていると区が判断した場合は、次年度以降について、契約を行う場合がある。

## 4. 委託する学校及び委託料参考基準価格

一括して委託する学校の名称・所在地及び委託料の参考基準価格（消費税相当額除く）は、次の表のとおりとする。

| 学校名     | 所在地         | 児童数<br>(人) | 建物敷地面積／<br>校地面積 (㎡) | 参考基準価格<br>(消費税相当額除く)        |
|---------|-------------|------------|---------------------|-----------------------------|
| 桃園第二小学校 | 中野 1-57-2   | 378        | 7,264 / 14,394      | 128,131,000 円<br>(消費税相当額除く) |
| 鷺の杜小学校  | 鷺宮 4-7-3    | 644        | 9,148 / 14,060      |                             |
| 中野第一小学校 | 本町 3-16-1   | 787        | 6,733 / 10,062      |                             |
| 中野本郷小学校 | 本町 4-27, 28 | 325        | 9,392 / 11,950      |                             |
| 北原小学校   | 野方 6-30-6   | 315        | 6,200 / 13,425      |                             |
| 令和小学校   | 新井 4-19-26  | 813        | 6,131 / 9,149       |                             |

※注 1 児童数は令和 8 年 5 月 1 日現在の実数である。委託期間の児童数は令和 9 年 4 月に確定するが、年間を通じ変動がある。

※注 2 委託経費見積額がこの表の参考基準価格を超えた場合は、失格とする。

※注 3 委託料の参考基準価格は、実施すべき業務に必要な経費であり、区が受託事業者に支払う「委託料」の上限額である。参考基準価格とは、委託経費の概算見積額をいう。令和 9 年度予算案が確定していないため、予定価格の提示はできない。あくまでも評価の算定の際の参考基準額とするものであり、令和 9 年度の予算が確定した段階において、予定価格が参考基準価格を下回る場合がある。

※注 4 本事業は令和 9 年度一般会計予算に計上予定であり、議会の議決を得られることを条件と

して事業計画を定め、事業者選定を進めている。そのため、議決を得られないときには、契約を行わない場合がある。

※注5 上記6校には、「中野区立小中学校施設整備計画（改定版）」により校舎移転を予定している学校を含む。（詳細は「中野区立小中学校施設整備計画（改定版）」を参照）

## 5. 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

- (1) 令和8年度に、東京23区内において、学校用務業務を同一自治体内の区立小中学校で3校以上一括で受託していること。なお、上記の実績について内容を確認できるもの（契約書等の写し）を添付すること。
- (2) 現に中野区立小・中学校の学校用務業務を受託している場合は、今回の事業者選定により新たに受託することとなる学校数と、令和9年度も継続して受託する予定の学校数の合計が17校以下であること。
- (3) 参加表明時に東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (5) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱による競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (6) 中野区契約における暴力団等排除措置要綱（2012年中野区要綱第148号）に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

## 6. 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（L o G o フォーム）により申し込むこと。

### (1) 提出書類（データ）及び提出期限

|            |    | 提出書類（データ）          | 書式    | ファイル形式         | 提出期限                    |
|------------|----|--------------------|-------|----------------|-------------------------|
| ア<br>参加表明時 | 必須 | ① 参加表明書            | 様式1号  | PDFファイルを電子添付   | 令和8年11月13日(金)<br>午後3時まで |
|            |    | ② 事業者申告書           | 様式2号  |                |                         |
|            |    | ③ 業務実績等調査票         | 様式3号  |                |                         |
|            |    | ④ 機密保持誓約書          | 様式7号  |                |                         |
|            | 任意 | ※ 質問書<br>(ある場合のみ)  | 質問書様式 | Excelファイルを電子添付 |                         |
| イ<br>参加申込時 | 必須 | ⑤ 参加申込書            | 様式4号  | PDFファイルを電子添付   | 令和8年11月27日(金)<br>午後3時まで |
|            |    | ⑥ 企画提案書<br>(表紙・本文) | 様式5号  |                |                         |
|            |    | ⑦ 見積書              | 様式6号  |                |                         |

|  |  |   |        |      |  |  |
|--|--|---|--------|------|--|--|
|  |  | ⑦ | 見積書の内訳 | 様式任意 |  |  |
|--|--|---|--------|------|--|--|

## (2) 提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出すること。

### ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（L o G o フォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類PDF添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、FAXまたは電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html>（右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和8年10月30日（金）～令和8年11月13日（金）午後3時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（印鑑証明書を含む）のPDFファイルを添付すること。

### イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和8年11月27日（金）午後3時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。令和8年11月24日（火）までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課（電話：03-3228-8903）へ連絡すること。

## (3) 注意事項

ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。

イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。

オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。

カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款及び公契約約款特約条項を使用する。

キ 本案件は中野区公契約条例適用対象となる予定である。公契約条例及び同施行規則を遵守すること。その他詳細については、中野区ホームページ「中野区公契約条例について」に掲載している手引き等を参照すること。なお、令和9年度の労働報酬下限額は決定していないため、今年度の労働報酬下限額1,510円を参考に、金額の変更があることを前提に、見積書を作成すること。提示された見積金額を後から変更することはできない。

## (4) 企画提案書の作成における注意事項

ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしない

いこと。(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む)なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ A4判縦左綴じ、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文10ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。

オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

#### (5) 提出書類の審査

前記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

ア 電子申請サービス(Logoフォーム)により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「5 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。

応募資格審査結果は、令和8年11月20日(金)までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ 失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。応募資格審査結果通知予定日の翌営業日までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課へ連絡(電話:03-3228-8903)すること。

ウ 上記アの通知後、電子申請サービス(Logoフォーム)により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を、令和8年12月4日(金)までに電子メールにより通知する。

なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

### 7. 質問及び回答

#### (1) 質問方法

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「6(2)ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス(Logoフォーム)に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

#### (2) 質問期間

令和8年10月30日(金)から令和8年11月13日(金)午後3時まで

#### (3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和8年11月20日(金)までに、前記「6(5)ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

### 8. ヒアリングの実施

参加申込の企画提案の内容・履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。なお、詳細は下記(1)の通知により確認すること。ヒアリングに参加しない場合は失格とする。

(1) ヒアリング実施通知の発送日(予定) 令和8年12月4日(金)

- (2) 実施予定日 令和 8 年 12 月中旬  
 (3) 場所 中野区役所

## 9. 選定方法等

### (1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

### (2) 審査基準

別添「評価基準表」のとおり

#### ◆ 評価点合計 108 点

| ①技術力評価 89 点 |            | ②信頼性・社会性 | ③価格評価 |
|-------------|------------|----------|-------|
| 実績          | 企画提案・ヒアリング |          |       |
| 5 点         | 84 点       | 9 点      | 10 点  |

※ 価格評価点 =  $50 \times (1 - \text{見積金額} / 128,131,000 \text{ 円})$  (参考基準価格)

ただし価格評価の上限は 10 点とする。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加事業者に対して令和 8 年 12 月下旬に書面で通知する。

### (4) 契約締結候補者の決定

- ① 交渉順位第 1 位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退または協議が整わない等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。
- ② 上記①により契約締結候補者が決定できない場合は、交渉順位上位者から前記「5 応募資格 (2)」の要件で規定する学校数を超えて受託できる。

### (5) 失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が 20 点未満、ヒアリング審査の評価点合計が 4 点未満、企画提案等による評価基準 24 項目のうち 4 項目以上が 1 点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

## 10. 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上（東京電子自治体共同運営電子調達サービス）にて公表する。

## 11. その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ 提出書類の返還は行わない。

ウ 中野区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区  
区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したもの  
とみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「6 参加申込方法（4）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

- (3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護者される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

## 12. 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所 8 階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野 4 丁目 1 1 番 1 9 号

電話番号 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp